

コラム 人生課長の独り言～一歩進めるためのヒント～

生徒指導主事（担当者）に求められる力

はるか昔のことですが、私が学校現場で生徒指導主事をしていたころ、学校は文字通り「荒れ」ていた時代でした。

（私の授業力が未熟だったことが最大の理由ですが）教室に入らない子ども、授業妨害を行う子ども、学校外での問題行動への対応などに追われ、戦うこと＝生徒指導と思っていたかもしれません。

昭和から平成初期にかけては、学生運動に代表されるように、若者（子ども）の問題行動は、社会（権威）への反発をエネルギー源とした、規範（スタンダード）からの逸脱行動として「外向き」に表れていました。ある意味、分かりやすい時代だったかもしれません。生徒指導主事は、そういった児童生徒の「管理・修正」が主な役割であり、個人の勤や経験により、「指示に従わせる、きまりを守らせる」ことができる教師が重宝された時代と言えるでしょう。

今の学校が荒れていないとは言いませんが、当時と比べると先に述べたような「荒れ」よりも、リストカットやオーバードーズ（大量服薬）などの自傷行為等、「内向き」の問題行動が重篤なケースにつながるということが少なくありません（不登校もある意味、行きたい学校に行かないという意味では自己攻撃といえるかもしれません）。しかも、「どの子ども不登校になり得る」と言われるように、いつ・どこで・だれが課題を表出するか予想できない傾向も強まっています。

となれば、今の生徒指導主事（担当者）に求められる力は、以前のように「管理・修正」ではなく、そういった子どもを含め、すべての子どもを「支持（指導＋援助＋支援）」する力に変化しているのです。

「どんな校則であれば、子どもは自ら守ろうとするのか？」

それを一緒に考えることができる教師（担当に限らず）が、生徒指導力のある教師と言えるのではないのでしょうか。（高橋）

人権教育・生徒指導課のホームページもご覧ください。
<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/350/>



Vol.2

発行日 令和7年6月

岡山県教育庁 人権教育・生徒指導課

生徒指導

Leaflet @ OKAYAMA

リーフ

誰一人取り残されない岡山県の教育に向けて

何が変わった？ 『生徒指導提要』

Vol.1号では、『生徒指導提要』改訂の背景についてお話ししましたが、今回は、「何が変わったのか？」について、改訂箇所を全てご紹介することは難しいのですが、皆さんに知っていただきたい点をポイントを絞って解説します。

岡山県教育庁
人権教育・生徒指導課

〒770-8570
岡山県岡山市北区内山下2-4-6
Tel:086-226-7589 Fax:086-224-2134

Q. 『生徒指導提要』改訂のポイントについて教えてください

A. 『生徒指導提要』が改訂された背景は、①深刻化する生徒指導課題への対応、②社会の変化に伴うこれからの生徒指導の在り方の提示の2点であることはお話ししました。その結果、様々な箇所が見直されていますが、今回はポイントを絞ってお話します。

第Ⅰ部 生徒指導の基本的な進め方 改訂のポイント

第Ⅰ部は、改訂の背景を受けて大きく見直されていますが、以下に示す「生徒指導の定義」は大きく変わっていません。しかし、平成版では文章の中に記載されていた大切な箇所を枠囲いで抜き出し、明確に示されています。特に、生徒指導は「教育活動」であり、課題への対応は、必要に応じて行う指導、援助であるという点は注目が必要です。

生徒指導の定義

生徒指導とは、児童生徒が、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のことである。なお、生徒指導上の課題に対応するために、必要に応じて指導や援助を行う。

「生徒指導の目的」については変更が加わっています。変更箇所の一つめは、平成版では、生徒指導の目的として「個性の伸長」が掲げられていましたが、令和版ではその部分が「個性の発見とよさや可能性の伸長」と拡充されています。

個性の伸長というと児童生徒の良いところを発見して伸ばすというイメージが強くなりますが、そもそも個性は強いところや長所だけでなく、弱いところや他者と比べると低いけど、まだまだ伸びしろのある部分など含むものであり、まずは一人ひとりの児童生徒を多面的に理解し、その子なりの良さや可能性を伸ばしていくことが必要であるという意味です。背景には、今後ますます多様性が求められる社会をつくるという、生徒指導に限らず今後の教育全体が目指すべき方向を示しているといえます。

社会的背景を踏まえて変わったところはどこか？



『提要』のダウンロードはコチラ

生徒指導の目的に込められた意味

変更箇所の二つめは、社会的資質や行動力を「高める」としていたものを、社会的資質・能力の発達を「支える」、自己実現を「支える」とされている点が挙げられます。

こちらは、平成版では教師が「高める」ことを目的としていたのに対し、あくまでも発達や自己実現は児童生徒自身が成すものであり、教師はその成長を支えるという立場にあるということの意味しています。このことが、これまでの「させる」生徒指導から、「支える」生徒指導に生徒指導観の転換が求められていることを示しています。

平成版
生徒指導は、児童生徒一人一人の人格を尊重し、**個性の伸長**を図りながら、社会的資質や行動力を高めることを目指す。

改訂版
生徒指導は、児童生徒一人一人の**個性の発見とよさや可能性の伸長**と社会的資質・能力の発達を支えると同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支えることを目的とする。
【生徒指導提要】P.13

✓ 個性の伸長→個性の発見とよさや可能性の伸長

個性＝「強いところ・長所」だけでなく「弱いところ」「育ちつつあるところ」も含む

▶ 多様性を認め合う社会の形成

✓ 高める→支える

▶ 「させる」生徒指導から「支える」生徒指導への転換

図1 生徒指導の「目的」の変化

第Ⅱ部 個別の課題に対する生徒指導 改訂のポイント

第Ⅱ部は、これまでに成立した関連法規や新たに出された通知など、最新の状況を踏まえた内容になっています。そして、各課題についての概略を理解できるよう、各章の冒頭に「留意点」が示されています。教職員の共通理解を図るために、校内研修などで、まずはこの部分を確認すると良いでしょう。

- ① 関連法規・基本方針等
- ② 学校の組織体制と計画
- ③ 未然防止・早期発見・対応
- ④ 関係機関等との連携体制

また、各章の基本構成として、左の4点を可能な限り踏まえています。この4点は、実際の対応を行う上で必須となる事項ですので、課題の種類に関わらず、必ず確認して対応することをお勧めします。

各種課題に対応する上で確認すべきポイント

POINT

- ① 「生徒指導の目的」の変化から、生徒指導観の転換が求められていることがわかる。
- ② 生徒指導課題への対応で踏まえておきたいことが示されている。